

事後調査計画書

平成 29 年 4 月 27 日

広島市長 殿

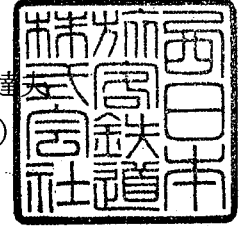
事業者

住 所 大阪府大阪市北区芝田二丁目 4 番 24 号

氏 名 西日本旅客鉄道株式会社

代表取締役社長 来島 達夫

電話番号 082-263-4777 (広島工事務所)



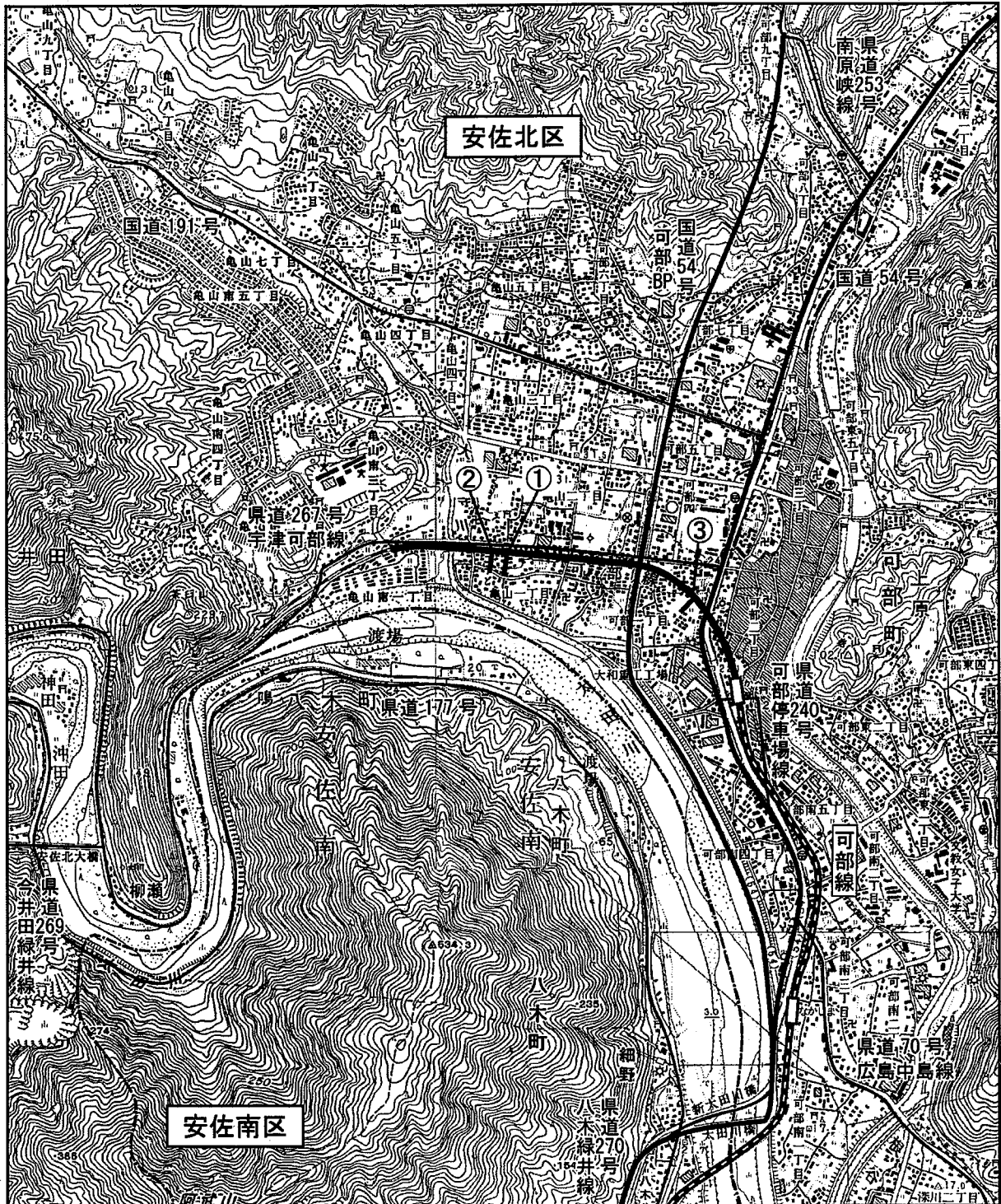
広島市環境影響評価条例第 30 条第 2 項の規定により、次のとおり事後調査計画書を提出します。

対象事業の名称	JR 可部線電化延伸事業
事後調査の種類	<input type="checkbox"/> 工事の実施中 <input checked="" type="checkbox"/> 工事の完了後
工事の着手又は完了の年月日	平成 29 年 3 月 3 日
事後調査の項目及び手法	別紙のとおり
事後調査を行う期間	平成 29 年 5 月
事後調査報告書の提出の時期	平成 29 年 6 月
その他	名 称 ジェイアール西日本コンサルタンツ株式会社 代表者 代表取締役社長 赤星 輝明 所在地 大阪府大阪市淀川区西中島 5 丁目 4 番 20 号



工事の完了後における事後調査の項目及び手法

調査項目		調査時期・頻度	調査地点	調査方法
騒音	列車騒音	<p>供用後 列車の運行が定常状態になった時期に1回。 始発から終電までを対象とする。</p>	<p>延伸区間の直線部 (列車速度が最大となる区間)、直線継目部、曲線部の3箇所。</p>	<p>「在来鉄道騒音測定マニュアル」(平成22年5月、環境省)に準拠する方法。</p>
振動	列車振動	<p>供用後 列車の運行が定常状態になった時期に1回。 始発から終電までを対象とする。</p>	<p>延伸区間の直線部 (列車速度が最大となる区間)、直線継目部、曲線部の3箇所。</p>	<p>「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について」(昭和51年3月、環大特32号)に基づく方法。</p>



凡例

- JR可部線延伸区間
- - - 行政区域界
- 列車騒音・振動調査地点
- ①: 直線部
- ②: 直線継目部
- ③: 曲線部



1:25,000

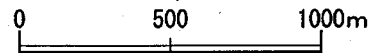


図1 列車騒音・振動調査地点